

紀南病院組合老人保健施設きなん苑戦略決定支援会議要綱

(令和2年12月18日要綱第49号)

(目的及び設置)

第1条 老人保健施設きなん苑（以下、「きなん苑」という。）において、経営、運営に関する意思決定のうち、影響の大きい戦略等に関し、管理者及び病院長の決定を補佐、支援する機関として紀南病院組合老人保健施設きなん苑戦略決定支援会議（Strategy Decision Support 会議（以下、「SDS会議」という。））を設置する。

(議題)

第2条 SDS会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 特に重要な戦略に関すること
- (2) 人員配置に関すること
- (3) 予算編成に関すること
- (4) その他、管理者・病院長が必要と認めたこと

(構成員)

第3条 SDS会議の構成員は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 病院長（紀南病院）
 - (2) 看護部長（紀南病院）
 - (3) 事務部長（紀南病院）
 - (4) 施設長（きなん苑）
 - (5) 副施設長（きなん苑）
 - (6) 看護師長（きなん苑）
 - (7) リハビリ技師長（きなん苑）
 - (8) 事務課長（きなん苑）
- 2 SDS会議には議長をおき、病院長がこれにあたる。
 - 3 議長はSDS会議を統括し、会議を代表する。
 - 4 病院長は、必要があると認めるときは、同条第1項以外の者を審議事項を限って構成員として臨時にSDS会議に参加させることができる。

(開催)

第4条 SDS会議は奇数月第2木曜日16時から開催し、病院長が招集する。但し、施設行事等があるときは、別の日に病院長が招集することができる。

(民主的な人間関係の形成)

第5条 SDS会議は職種、職位に関わらず意思決定の質向上を図ると同時に紀南病院及びきなん苑の連携を強化するために自由に発言できるように努めなければならない。

(事務局)

第6条 SDS会議の事務局はきなん苑事務課長に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、SDS会議の運営に関して必要な事項は病院長が定める。

附 則 (令和2年12月18日要綱第49号)

この要綱は令和3年1月1日から施行する。